

- ✓ 特定商取引法第 64 条第1項の規定により、以下の事項に関する政令の制定又は改正に当たっては、消費経済審議会への諮問が必要

### 【諮問事項】

- 特定商取引法第26条第1項第8号二に規定する、適用除外に係る規定の改正

#### ○特定商取引法

(消費者委員会及び消費経済審議会への諮問)

第六十四条 主務大臣は、第二条第四項第一号、第二十六条第一項第八号二、第三項、第四項各号、第五項第一号若しくは第二号、第六項第二号若しくは第七項第二号、第四十一条第一項第一号（期間に係るものに限る。）若しくは第二項、第四十八条第二項、第五十八条の四又は第五十八条の十七第二項第二号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問しなければならない。

2 (略)

# 資金決済に関する法律等の改正について

- ✓ 金融のデジタル化に対応し、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るため、第208回国会において「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第61号。以下「改正法」という。)」が成立し、令和3年6月10日に公布された。
- ✓ 改正法により、以下の法律の一部が改正され、電子決済手段等の発行者(銀行・信託会社等)と利用者との間に立ち、電子決済手段の売買・交換等を行う仲介者について、登録制が導入された。
  - ①資金決済に関する法律(以下「資金決済法」という。)  
主な改正内容：電子決済手段等取引業者等の新設、特定信託会社の新設
  - ②銀行法  
主な改正内容：電子決済等取扱業者の新設
  - ③協同組合による金融事業に関する法律協金法(以下「協金法」という。)  
主な改正内容：信用協同組合電子決済等取扱業者、指定紛争解決機関
  - ④信用金庫法(以下「信金法」という。)  
主な改正内容：信用協同組合電子決済等取扱業者

# 特定商取引法の適用除外について

- ✓ 特定商取引法においては、他の法律の規定によって、訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売(以下「訪問販売等」という。)に係る取引を行う購入者等の利益を保護することができるものと認められる場合は、訪問販売等の各規制の適用除外としている。
- ✓ 適用除外については、各個別法において、実効性のある規制体系が構築されているか否か、つまり不当な勧誘や広告等について、以下の2点が満たされているかにより判断している。
  - ①消費者被害に対する是正措置が整備されていること
  - ②是正措置を発動することが可能となるような法目的との整合性

## ○特定商取引法

(適用除外)

第二十六条 前三節の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

一～七 (略)

八 次に掲げる販売又は役務の提供

イ～ハ (略)

ニ イからハまでに掲げるもののほか、他の法律の規定によつて訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売における商品若しくは特定権利の売買契約又は役務提供契約について、その勧誘若しくは広告の相手方、その申込みをした者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益を保護することができるものと認められる販売又は役務の提供として政令で定めるもの

2～10 (略)

## 特定商取引法の適用除外への該当性について(1/2)

- ✓ 改正法により新設される事業者が行う販売又は役務の提供については、いずれも特定商取引法の適用除外の判断基準に合致するものであることから、特定商取引法施行令を改正し、特定商取引法の適用除外とするための措置を講じることとしたい。

### ①消費者被害に対する是正措置が整備されていること

改正資金決済法、改正銀行法、改正協金法及び改正信金法は、改正法により新設される事業者等について、同法等に違反したときに、登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる旨規定している。よって、電子決済等取扱業者が行う業務について①消費者被害に対する是正措置が整備されているといえる。

### ②是正措置を発動することが可能となるような法目的との整合性

#### ・「改正資金決済法」で新設される事業者等について

改正資金決済法は、「資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、前払式支払手段の発行、銀行等以外の者が行う為替取引、電子決済手段の交換等、暗号資産の交換等、為替取引に関する分析及び銀行等の間で生じた為替取引に係る債権債務の清算について、登録その他の必要な措置を講じ、もって資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資すること」を目的としており(第1条)、消費者概念に含まれる「利用者」の保護のために是正措置が行われ得ることから、②是正措置を発動することが可能となるような法目的を規定しているといえる。

### ②是正措置を発動することが可能となるような法目的との整合性(前ページの続き)

#### •「改正銀行法」で新設される事業者等について

改正銀行法は、「銀行の業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、もつて国民経済の健全な発展に資すること」を目的としており(第1条)、消費者概念に含まれる「預金者」の保護のために是正措置が行われ得ることから、②是正措置を発動することが可能となるような法目的を規定しているといえる。

#### •「改正協金法」で新設される事業者等について

改正協金法は、「協同組織による金融業務の健全な経営を確保し、預金者その他の債権者及び出資者の利益を保護することにより一般の信用を維持し、もつて協同組織による金融の発達を図ること」を目的としており(第1条)、消費者概念に含まれる「預金者その他の債権者及び出資者」の保護のために是正措置が行われ得ることから、②是正措置を発動することが可能となるような法目的を規定しているといえる。

#### •「改正信金法」で新設される事業者等について

改正信金法は、「国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するため、協同組織による信用金庫の制度を確立し、金融業務の公共性にかんがみ、その監督の適正を期するとともに信用の維持と預金者等の保護に資すること」を目的としており(第1条)、消費者概念に含まれる「預金者等」の保護のために是正措置が行われ得ることから、②是正措置を発動することが可能となるような法目的を規定しているといえる。